平成23年9月28日判決言湉•同日原本䐓収 裁判所䈉䄫官

1年（ワ）第431号）
日頭弁諭終続日 平成2－3年7月11日

```
判 決
```

亭森市大字野木字山口I 64畾地52


| 被 | 控 | 訴 | 人 | 成 | 田 | 䑝 | 道 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 公 | 人 |  | 樌 | 山 | 罭 |  |

$$
\text { 主 } \quad \text { 文 }
$$

1 本件控訴をいずれも宾却する。
2 控鲔費用は控訴人らの負担とまる。事 実及び理由

第1 控訴の趣旨
1 原判決を取消消。
2 被探訴人らは，控訴人東日本ライフ輸送株式会社に対し，連帯して550万円及びこれに対する平成21年7月6日から支払凪みまで年5分の割合によ豕金員き文払良。
 て各275万円及びコれ纪対する平成21年7月6日为ら支払済みまで年5分の割合による会員を支払え。

4 評訟营用は，第1，2萫とも被控棌人らの氮担とする。
5 仮勒行宣言
第2 事室の概要
1 本件は，控訴人東日本ライフ輸送株式会社（以下「控訴人会社」という。），

人会社の従業員によって結成された労働組合の役員である被控訴人らに対し，
同辺において，違法な街頭宣伝活動を行ったと主强して，不法行為に基づく風害賠监として控訴人会社において550万円（慰謝料500万円，升䜓士费用 50万円），控訴人照二及び控新人英智において各275万円（尉謝料250


胁の初日）から支扎済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害合の連帯支扎を求めた事案である。

原半決は，被控覀人らが行った街頭宣会洁動には違法性が認められないとし て，控訴人5 請求を全部室却した。
改め，後配3において当窗に括ける控訴人らの補充の主張を加える法かは，原


（1）原彞決2頁16行目の「争いがないかコ・••認められる事実」を「以下の （1）及び（2）の茖事実は当事者間に争いがなく，（3）の事実は甲第2～第4号証及び台䜊の全趣旨により容易に認めることができ，（4）の雮実は䟕䟿上明らか である。1 と政める。
（2）原判決3頁2行目の「原告眧二及び原告英智の自空」を「控訴人照二と控㭛人英智とが同居する自宅」と，同頁 4 行目～5行目の「労使紛急等に関す る志張を訴える」を「学使舩争等に関守る本件分会の主涱を訴える内容の」 と，同貝13行目～14行目の「正当な労働組合活助であるとして，」を「正当な労僛組合活動であり，虚偽事室を流布した事実はないとして，」とそれぞ えて改め，同貝14行目の「（甲2ないし4号証）」を削り，同頁15行目冒頭 に「（4）」学加える。
（3）原判洗 3 頁 17 行目末尾に続けて「（争点（1））」を加える。
合活動であるし，寜法 21 条の定める表現の自由の嶄国内の行為でもあるか らっ」を改らる。
（5）原判決4頁17行目末尾に続けて「（刍点（2））」を加える。
3 当密になける控評人らの補夜の主張
（1）学説•裁判例上，個人の私宅付近における街頭豈伝活動は，労使開侕の堨

を顔れた䌁然た る私的領域における平穏を侵需するぁので，社会的相当性の逸脱を論ずる坴でもなく，垀容されないとされており，控訴人らの自再の周辺での本件街宣活勛快明らかに違法である。特に，控訴人会社は，毎年正月 に新聞の折込みチラシで，控煏人照二の顔写真入りで新年の抱色等を揭幾し て一般家庭に配布して敌わ，近㗼住民の間では，控䮎人照二方控訴人会社の代表者であること等が周知されていたことほ加え，控邹人会社が一般市民や
客であって，本件街宣活動は，控訴人らの取引先を街宣して回るのと変方り がない上，零ら婔がらせの目的に出たものであるから，控訴人晻二及び控郎人英智の私的頋域を侵害し，住居の平穏を害すること㳣しく；違法性が極め て大きいものである。
（2）控訴人会社の事務所が存在する場所は，条数の企業の亭務所•工埸節が所在する青榤中核工業団地内であって，これらの企業む控眽人会社にとって重要な顧客であり，この上うな場所で連曰にわたつて執执に街頭宣伝活動を繰 り返すこと刍体が控訴人会社の社会的•絡渻的評価を著しく侵害するもので ある。現に，控訴人会社の大口取引先である有限会社大栄物流（以下「大栄物流」という。）からは本件街宣活動に対する苦情が寄さらえたし，また，株式会社加藤急便（以下「加藤急便」という。）からは，本件街宣活詯が落ち着 くまで取引を中止すると申し㴖きれて現在も取引枆中止をれたままで，大切 な取引先を失っている上，东件街宣浯動による取引先中一般住豆からの苦情 に対する事愦説明といつた本来の業務以外の後ろ向きの作葉に多大な時間と労力を富やさざるを得なかったという意晾でも控訴人会社にとつて大きな損害が生じている。
（3）本件街宣活動において被撩訴人らが㖃えた内容は，次のとおり虚偽であり，本件街宣活動は遧涊である。

ア 被控訴人らが，控跅人会社が配荁倸の管理者を不当解屈したと朗えた点

につ当，原判決は，「不当攽䧹」という丧現をこていないから違法性を有し ないとする。しかし，被控訴人らは「いきなり」解届したと強願している ところ，これを聞いた一般市民は，「いきなり」とは適正な手続を履践せず解履したという意味に受け取るのが雨常であるから，不当解罹と表現した のと靃すりがない。また，控訴人照二は，当該管理者に長距離運市手への配畕怲換は命じたものの：原判決が認定するように，これに応じなければ退職するよう求めて即決を迫った事实はなく，当䠹管理者快，他社に引き挍かれる形で自方退聻を审し出たものであるから，これを不当解犀とする被控訴人らの質えは事実に反する。

1 原判決治，従業員がまともな賃金をもらっていないと立る被控訴人らの訴えは要実に反しないと認定方るが，控訴入会社の顀金は運逹業界では高 い方であり，上記訴えは事実に反する。
摘らるなどして，被控釉人らが，控訴人らが組合葻視の资攽を変えず，労働組合攻撃を強める區からであると訴えたことが，社会的相当性を息脱す る不当なむのとまではいえないとしている。しがし，控訴人照二の上記発专は，団体交渉後の雑談の中で，どこの経営者でも組合を好きという人は いないのではないかょという旨の個人的感想を述べたものに過ぎず，組合の法的存在を否定したり，交渉を も宅のを拒絶することとは別問題である。現に控訴人会社は，団体交渋を6可茣施するなど䋊合の存在を十分に認め て団体交渉に応じているのであるから，被控訴人らの上記訴えは事実に反 し，社会的相当悾を逸脱する不当なものである。
第3 当戴判所の判断
1 当裁判所も，本件街宣活動を違法と認めることはてきず，これにつき不法行為は成立しないから，控訴人らの請蜮は金部理由がないものと新断守る。その


に対する判断を加える婚かは，原判決「笔実及で理的」㯗の「第3 当裁判所 の判断」の1及び2の上扮りであるから，これを引用する。
（1）原判決 5 頁8行目～9行目の「前提枼実～を総合らればい」を「訂正して引用した原判決「事実及で理由」欄の「第2 事荣の梘要」の「1 前提宏実」
第21号䡞，第22号証の1，2，第23，第24号証，乙策1，第2号证，
総合すれば，」上改岁方。
（2）原判決5頁工5行目の「同交渉は」を「同日の団体交渉は」と改め，同頁 26行目の「同年6月17日に」の次に「控訴人会社上」を加える。
（3）原判決 7 頁17行国 18 行目の「原告朌ニは，平成21年6月2日，••同人に対し」を「控跅人会社では，配車㥒の管理者であこた斉藤勉䛳長（以下「齐藤㹎區」ということがある。）が，荷主との運㔞交渉に出いて，控訴人会社の望を薿となるような交涉をしていないと判断し，平成21年5月中旬 ころに新たに配車担当の従業員を雇用した上，同年6月2日，控訴人照二に おいて斉滕課＂曼に対し」と，同頁21行目の＂配查僄の上凐管理者」及び同
 1行目の「その後，」の次に「本件分会にも相談の上」」を加え，同頁24行目の「この事恄」を「このような事情」と改める。
（4）原判決 7 頁 26 行呑杂屈の次に改行の上次の上おり加える。
「 被控話人らは，従能の経過から見て，団体交沙では何一つ物富加決实ら ず，解決ができないと判断し，上部団体とも相談の上で本件街宣活動を行 うこととした。」
（5）原判決8頁1行目～2行目の「平成21年7月6日から同月17日までの閑， 7日に施たり，」を「平成21年7月6日から同用17日きでの間に，訂正し て引用した原判決「事実及び理由」椆の「第2 舜案の機要」の「1 前提
街豈活動で流した㢩容」を」を「原判決添付別洮士（以下「別緍さ」という。）記載の文言空」とそれぞれ改め，同頁4行目末尾の次に「その際の吾檌は， チリ汦交換車や選挙候補者の投票伐頼の連呼と変わらない程度で，停止信号時を除いて，録音を流したまま一䇫所に止まることもなかった。！を加える。
（6）原判決 8 頁 5 行目冒頭～ 7 行目沫尾を次のとおり改める。

別紙2（以下「別紙2」という。）記載の内容に沿った訴えを行った（同訴 えを行ったのは，被埪誄人ら以外の他の労働組合の関倸者であるが，被控訴入らの？解の下に行ったものと推認されるので，被控訴人らによる行為上同視する巴とができる。もつとも，その朗えの内容の号ち，别紙2の1丁目の本文1行目冒頭～20行目末尾の部分は，トラック翰送寧業の現状 に閏する一般論及びこれに対する建設交運学働組合ないし同維合と同事業 の経営者側との垬同の取組について述べたものであり，控訴人ら又は堔跅人会社と本件分会との関倸に高区したの恃丁の本文21行目㫯頭～2丁目7行目末尾の部分のみであって，本件においでは，この部分のみ㫘慮す れば足りる。）。」
（7）原断決 8 頁 8 行目の「本件街宣洁助の違法性」を「被控訴人らの行のた本件街宣活動の違法性の育無」と改めた上，同頁10行目夆頭～11行目本尾 を次のと垤り改める。

「ア控訴人らは，被控訴人らが，本化街宣活動において，控所人会社が配
 えは事実に反すると主張する。」
（8）原判決8頁12行目の「上記認定によれば，」を「訊正して引厥した原判決「事完及び理由」㯗の「第3 当裁判所の判断」の1の認定（以下「上鼣認

定」という。）によれ風」と改めた上，同頁14行目～17行目の「そして，本尼者は，•••毁損する出のとはいえない。」を次のとおり改める。
「そして，使用者は，客観的に合理的な理由を価え，往会通念上相当である と認められる場合には，所定の制噮（労杹蓲準法19条1項，労倁組合法 7 条，尿用の分野におがる男女の均筞な機会及び待過の確保等に関する法律 6 条， 9 条， 27 条等）に当たる場合を除き，労働者を解罪し得るので あるから（労唖恝約法 1 6 条参照），控訴人会社が綗滕課長を解展した它が流布されたとしても，そのことにより直ちに控㫀人会社の信用や名学が举 されるものということはできない。」
（9）原判決8頁18行目の「配宣傒の上欵箅理者」を「斉藤課長」と改める。
（10）原判決 9 頁 19 行目～20行目の「翰旋を受けたり，••退席したりして いる上，！を「斡旋を受けたりしている上」」と改める。
（11）原判決12頁9行自～11行目の「但し，上記認定のと枌り，••全くな かったとまで」を「もつもも，上記認定のとかり，支援勆合の関係䇾がハン ドマイクを用いて別紝2記載の内容に浴つた訴えをしたこときむつたところ その際に，別紙2又は別縝1の内谷と異なる訴え風されたことが全くなかっ たとまで」と改める。
（12）原判決12頁17行目～18行目の「本件街宣活動において・•・いうこ とはできず，」を「本件街宣活動において被控新人らが漏えた内容は，控㑭人 らの社会的評価を低下させるものとまではいえないか，又䖵社会的評価を低
人らがこれを挛書と售じたことにつき相当性がないとはいえないから，違法 なものと認めることはできま゙，」と改める。
（13）原判決13頁4行目の「面談を求めたり，」を「面揊を強要したり，」と，同買 9 行目の「被告らねっ」を「被控漏人らは，控訴人らの自穵の周辺につい ては，と と，同頁11行目～12行自の「原告全社の周㳄き原管らの自宅の周

辺をそれそれ」を「控訴人らの旨宅の周沉を」と，同頁16行目の「䁷本的 に自由に行い得る完のであるかるら，」を「室現の自由の笽国内にあるをのとし て，杜会的相当性を逻脱しない㟲り，基本的に追由に行い得るものであるか ら」」と，同頁21行目の「態様に照らせば，これが」を「態柱に照らし，ま た，控䀼人会社周辺が劳使間の問題が生じた預域ないしその周辺領域である ことに轞みれば，被控袡人らの控訴人会社周辺における本件術宣酒動が」と それそ゚れ改める。

2 当霊におはる控訴人らの補完の主張に対する制断
（1）控訴人らは，学鮵•裁判例上，個人の私宅付派における街頭宣伝活動は，
会的相当性の逼脱を論ずるまでもなく，許容をれないとされているとして，控訴人らの自宅周达での本件街宣溜動が一律に違法となるかのように主長士 る。

しかっし，甲第16号証及び弁論の全趣旨によれば，控話人㑒社は，毎年正月じ，控訴人照二の顔写真入りで新年の抢負等を揭載した新聞の折込みテテ シを控侜人らの自宅の近隣の一般家庭に配布して，控訴人会社の宣伝活動を していることが認められ，本件では，そもそも控訴人らの自宅周辺であるが ちといって，これが純然たる私的䫀域といえるかどうかということ自体を問題とする会地がある。

仮にこの点を膡くとしても，涩営者の咇宅付近における街頭箮伝活動将，労働組合活駆であるとの一事をもっては正当化し猟ないとしてむ，ただちに全面的に違法となるむのではなく，当畡街頭宣伝活動の態様わ目的が社会的相当性を逸脱守るものでなく，かつ，その宣伝内容が他人の社会的評価を低下させる出のではないか，又は低下させる側面があったとしても，その内容 が真実であり，著しくばむれを行った者が真客であると信じたことにつき視当性が認められる险りは，当該街頭宣伝活動は，表現の白出の筑囲内にある

ということができ，運法性を有するとは認めらえない。
しかるところ，上記認定によ礼ば，控訴人らの自宅周辺における本件街宣活動の態䄻は，予め録音した内容を扰声器で流しながら公道上を街頭宣伝用 の自動审で走行するというむのにとどまっており，その室虽出特に過大とは
 3 当裁判所の判断」の2（2）で説示したとおら，社会的相当性を晩脱するあ の上認めることはできない。

また，被控訴人ら加本件街宣活勖に至った経紝，その態様や別紙1及び別䋘2記触の訴えの内容に照らせば，本件街宣活動は，控㖣人らの白宅周辺の在住者を含む地域任民に対して本件分会の举働組合活動に対する理解と支挼

 も，社会的相当性を逸脱する むのとはいえない。

そして，本件街宣活駆の内容について見ても，後記（3）で述べると祅り，少 なくとも被控訴人らがその内容を䂇実と信じたことにつき相当性が認められ るというべ言であるから，違法性を有けるとはい学ない。

そうすると，控訴人らの主張するその余の点を考慮しても，控訴人らの自宅周辺におらる本件街宣活動が違法性を有するとは認められない。
（2）控訴人らは，控訴人会社の雪務所が霄穼中機工葉団地内に存することをも つて，かかる煬所での件件街宣活駆は控訴人会社の社会的•経䨕的呯価を著 しく價害字るとかっ，取引先の大栄物流から本件街宣活動に苚情が答さられ， シた，加臊急便からな取引中止を南し渡されるなどして，控訴人会社に大き な揭豈が生じたと主張する。

しかし，控謜人会社が工業団地内にあるという一寄をもこて，その周辺に おける本徒街宣活動が違法となるものではない。また，大栄物流から苦悄が あったことについては，甲第8号証（同荃社代表者の陳述書）にこれに浴う

記载があるものの，控訴人らの主張によっても，同社との取引法結局存続し ているのであるし，現に局会社の代表者は，控訴人らの要望に応じて上靯除述書を作成し，控䛥人らの本件評訟追行に㙝力しているのであって，本件街宣活動によって同会社との取引が危殆に㖽したとまでは認め蓷い。一方，加藤急便との取引の中止については，甲第11雱証（淕誏人照二の堜述書）に これに沿う記載があるものの，他にこれを襄付けるに足りる証拠がなく，伩 に同会社との取引が中止されたとしても，その理由列本件街宣活動にあるの か否かは必要しも明らかとはいえない（控勆人らの主張によっても，加藤急便の苦情は，本件街宣活動が落ち爱くまでは取引を中止するというものであ らたところ，平成21年7月17日より㨙に被控評人らが街頭宣伝溚動を行 つた形跡はないのに，それにもかなねらす 2 年以上経緺した現在も取引が中止されたままであるというのであるから，匋会社と控訴人会社との取引の戸止については，他に玨由があった可能性も否定できない。》。その他，本件術宣活動によって控訴人らの主張方るような甚大な損䇾が生じたことを認め るに足りる具体的証㧈はない。
 たとも主張するが，次のとおり理まがない。
ア 配車保の管理者（斉滕課長）の解㕍に関する旂えについて
控㭛人らは，被控飶人らの「以きなり解狌」という素現は，不兰解㞔と

迫った嚅実はないなどと主張し，用第37号証（拴訴人照二の「陳情费」 と題する書面）にはこれに沿うかのような記践部分がある。 しからながら，控飯人照ニが平成21年6月2日に空籐課長に対して畏
 きは退職を求める旨を伝えた上，その場で即断することを求めたこと（

のことは，控訴人照ニ自身が原密充人舀問に゙おいて供述しているところで䒵る。），齐藤課長は同日控訴人会社を退職したことは，訂正して引用した原判決「等実及び理由」欄の「第3 当裁籼所の判断」の1（4）の認定のと おりであって，甲第37号証の上記陳述記賎部分がこれと相区する趣旨を言うものであるとすれば，当該堜述記䳽部分を信用することはできない。

そして，上記認定事実と齐藤棵授が本件分侌に相談の上で育䔉労働局に翰旋の呻誚をしたこととを併せ㶳えれば，少なくとも被控訴人らが，斉震課長が唐突に意に添かない退職を強いられたもので，実質的に解函と変か らないと信じっこれを「いきなり解㢑」したと表涀したことには相当性が認められ，本件街宣活動においてこの上らに訴えたことは違法とはいえな い。なお」，甲第21号証によれば，斉藤課長の䜃旋申請は実際に体平成2 1年7月7日までに职り下げられていたこ上がうかがあれるが，被控訝人 らが本件街宣淊動の当時，上記取下げの事実を知っていたとは認められな いたら，この点は，上記の判断を左右するものではない。
イ まともな㶵金をもらっていないとの㖃えについて
控訴人らは，抯訴人会社の顀金は運送業界では高い方であるから上記訴 え住虚偽であると主張するが，控話人会杜の資含が業界で高い方であった ことを业付ける的咙な証拠はない。いずれにしろ，被控訴人らは，控訴人会社の賃金の算定過程が不透明であるとの問題意識を事有していたものと認められ，このような面の息正を含守意味で「言ともな」賃金を要求して いる旨の訴えを行つたと認められるから，なかかる訴えき虚偽と認めること はできない。

ウ 学働䋎合敬視の訴えについて
热訴人らは，控㺃人照二の組合は嫌いであるという発言は団体交渉後の維談の中での偪人的な感想に過ぎず，現に控訴人会社忙組合の存在を十分 に認めて団体交渉に応じているから，被控訴人らの組合骹視といった評え

は虚偽であるなどと主張する。
しかし，訂正して引用した原判決「需実及び理由」繝の「第3 当截判所の判断」の 2 （1）オで説示したとおり，控訴人照二ほ，所㼋の団体交渉の際だけではなく，社員研修会など他の㙨会においても組合を敵視うている と受け取られる言動を綝り返しているのであるから，控䑙人らの主張は探用し難い。
＝控訴人らは，その余の被控詶人巨の訴えの内容についても虚偽で違法で あると主張するが，原判決「事実及び理由」㯗の「第3 裁判所の判断」 の2（1）で説示したとおり，その内容加葶実に反するなど違法なものと認め ることはできない。

3 以上によれば，その余の点について判断するまでもなく，控訴人らの請冰は理由がない。

よって，原判決は視当であり，本件控評ないずれも理由がないからこえを寨却することして，主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3芑事部

裁判長裁判官

裁判官

百 原
直
橘

䪷 戸 口 壯
夫

裁判官 中 岛 朋 穴
－ 14 －


